

競技者規程

公益財団法人 日本レスリング協会

(25.4.1)

競技者規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体育協会スポーツ憲章及び公益財団法人日本オリンピック委員会スポーツ宣言並びに国際レスリング連盟の規約に基づき、公益財団法人日本レスリング協会（以下、「本協会」という。）の登録者である競技者の資格及びこれに関連する事項並びに規制する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 競技者とは、本協会及び傘下団体に登録した者であって、レスリング競技会及びレスリング大会等（以下、「競技会等」という。）に参加しているレスリング競技を行う者をいう。

2 役員等とは、本協会及び傘下団体に登録した者であって、本協会及び傘下団体（傘下団体の下部団体を含む）の部長、監督、コーチ、審判員等であって、競技者に対して指導する立場にある者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、競技者に適用するほか役員等についても所要の条項を適用する。

(競技者及び役員等の基本)

第4条 競技者及び役員等（以下、「競技者等」という。）は、ルールを重んじ本協会倫理規程を遵守し、正々堂々と競技するとともに、レスリング競技の発展に積極的に寄与するよう努めなければならない。

(競技者等の遵守事項)

第5条 競技者等は、次に掲げる各号の行為をしてはならない。

- (1) 本協会、日本体育協会及び日本オリンピック委員会が禁止した競技会に参加すること。
- (2) 自己の競技に金品を賭け又はそれに関連する賭博に関係すること。
- (3) 競技に際して、ドーピング、薬物使用、暴力行為等によりフェアプレイの精神に明かに違反すること。
- (4) 国際レスリング連盟の制定している試合開始及び終了時の遵守事項に明らかに違反すること。
- (5) その他、競技者等として品位を著しく汚す行為をすること。

(競技者等の肖像)

第6条 競技者等の肖像権は、何人も侵すことのできない固有の権利であることを原則とし、次の各号に基づき本協会登録競技者等の肖像を利用することができる。

- (1) 本協会は、本協会の目的の範囲内であれば、競技者の肖像等（画像、動画、イラスト、名称、通称、手形、足形等の競技者を特定できるもの）を無償にて使用することができる。
- (2) 本協会は、肖像等を利用して商品化する場合、競技者の承諾を得るものとする。
- (3) 本協会が派遣する国際大会等の代表選手の団体肖像は、本協会が保有する。
- (4) JOC 及び競技者所属団体の管理する肖像については、JOC 及び所属団体との契約や規程（本協会の事前同意のもの）を尊重する。

(承認を要する事項)

第7条 競技者は、次に掲げる各号の行為を行うときには、事前に本協会の承認を得なければならない。

- (1) 本協会のスポンサー以外の広告宣伝媒体に出演すること。
- (2) 競技者としての氏名、競技写真、競技実績を広告に使うことを自ら許可すること。

(届出を要する事項)

第8条 競技者は、海外で開催されるレスリングに関する競技会・大会・合宿・会議に個人又は特定の団体の一員として参加するときには、事前に本協会に届け出なければならない。

(競技者において禁止・制限される行為)

第9条 レスリング競技会等は、本協会スポンサー企業の永年による協賛金によって成り立っていることを尊重し、次に掲げる各号の行為を禁止する。

- (1) 本協会の主催する競技会等において、本協会の承諾無しに商行為をすること。
- (2) スポンサー企業からスポーツ用品・用具を提供された本協会が主催する公式行事、公式試合、公式練習及びレスリング競技者等としてメディア出演する場合においては、そのスポンサー以外の用品・用具等を着用・使用すること。

(賞金等の受取)

第10条 競技者は、別に定める規程（会長指示を含む）に従って賞金、報奨金、謝金等の収入を得ることができる。

(違反者に対する処分)

第11条 本協会は、競技者等が本規程に違反した場合は、その違反の程度に応じ、次に掲げる処分を行う。

- (1) 競技者等登録の永久停止
- (2) 期間を定めた競技者等登録停止
- (3) 文書による戒告・訓戒・注意
- (4) 口頭による戒告・訓戒・注意

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

1. 本規程は、公益財団法人日本レスリング協会の設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。
2. 本規程は、平成29年1月1日から一部改正し、施行する。